

11 日知理第 73 号

2012 年 2 月 6 日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

日本知的財産協会

理事長 河本健二

「知的財産推進計画 2012」の策定に向けた意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

わが国の知的財産立国に向けての知的財産戦略本部、貴事務局の平素のご尽力に対しまして、衷心より敬意を表しますと共に、真の知財立国を目指して、更にご尽力、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、現在、貴事務局において意見募集なされております「知的財産推進計画 2012」のご策定に関して、政府が掲げる新成長戦略の下、イノベーション促進、国際産業競争力強化の観点から、下記のとおり当協会の意見を申し述べます。

なお、当協会といたしましては、「知的財産推進計画 2012」の策定、諸施策の実行に当たりまして、引き続き積極的に支援、協力させていただきたく所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会を設けていただければ幸甚に存じます。

敬具

記

昨今の欧州危機やその影響を受けた新興国の成長の弱りに象徴される経済状況環境の変化は、国内市場の限界を感じグローバル市場へ乗り出した日本企業の収益構造に大きな影響を与えておりますが、日本企業のグローバル化はこれを積極的に進めて行かざるを得ません。したがって、その展開を下支えする知的財産（権）の重要性はいうまでもなく、これをどのように生かすべきかの戦略が求められます。すなわち、国内で疲弊することがないように規制的色彩が強い制度の撤廃、また、日本企業の海外進出を協力を後押しする施策の展開、さらには、進出国における国内企業優先制度に左右されることなくグローバルスタンダードで保護され・活用される制度の実現、が求められます。

また製造業を買収して自社戦略を展開するサービス産業の出現並びに ICT の顧客囲い込み等に見られるビジネスモデルの変化は、日本企業に、もの作り（技術）を得意とするだけでは生き残れず、技術・もの作り（イノベーション）から生まれその先にあるもの全てを見通した事業戦略の他に、何がそこに配置されるべきか、どのようなものを作り込むべきかを深掘りし、イノベーションを基調としたビジネスモデルを構築する戦略の両方の道を事案毎に深く考慮しなければならないことを教訓として与えています。前者は、一つの企業で生み出される知的財産（権）の質とその安定的活用を基調としたリニアな知的財産

戦略社会を、後者は、一つの企業に閉じこもらずに世の中に存在するあるいは生み出される知的財産（権）を総合的に組み合わせ・活用することで事業をマネジメントするビジネスモデル戦略社会であろうと思われ、いずれにおいても知的財産（権）の存在なしでは成し遂げられないものであり、これを支持する社会構造が求められます。

さらに、地球環境に関わる COP 1 7 や遺伝子資源の配分に関わる COP 1 0 などの南北問題を呈している国際会議で、前者は、知的財産（権）の有用性・公共性が問題とされ、後者は、知的財産（権）の財産性・共有性が問題とされており、知的財産（権）の根幹に関わる議論を新興国と交えていかなばなりません。

上記のような問題意識で、以下の個別の事項を纏めております。

- 1 . 他国との競争力を確保するためになすべき施策
 - 職務発明制度の根本的見直し（・・・ 2 ページ）
 - 特許庁の基幹システムの再構築（・・・ 3 ページ）
 - TPP 交渉のあり方（・・・ 5 ページ）
 - 外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和（・・・ 6 ページ）
 - 外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和（・・・ 6 ページ）
 - 裁判制度の近代化をリード（・・・ 7 ページ）
 - 標準化戦略の有用性の確認と実践（・・・ 7 ページ）
- 2 . ビジネスモデルの掘り下げを実現するための施策
 - 産業界の活動を萎縮させない著作権制度の実現（・・・ 8 ページ）
 - クラウドコンピュータサービスシステムと著作権の関係の明確化（・・・ 8 ページ）
 - 著作権ライセンシーの保護（当然対抗制度の導入）について（・・・ 9 ページ）
 - 知財人材育成プランの詳細設計について（・・・ 9 ページ）
- 3 . 知的財産（権）の根幹に関わる問題に寄与する施策
 - 環境問題対応と知的財産活用の側面（・・・ 1 0 ページ）
- 4 . 過去に要望した事項の再提案（・・・ 1 1 ページ）

1 . 他国との競争力を確保するためになすべき施策

この施策としては、序文にも書いておりますが、1) 国内で制度疲労を起こしている規制の撤廃、2) 日本企業の海外進出を協力を後押しする施策の実現、3) 進出国における国内企業優先制度に左右されることがないグローバルスタンダードの適用を目指す交渉力が挙げられます。

1) 国内で制度疲労を起こしている規制の撤廃

職務発明制度の根本的見直し：**その他**

・職務発明に関して改正された特許法第35条は2005年4月に施行されました。現在の職務発明訴訟は、旧法下で出願された特許権に関するものですが、訴訟はいつこうに減らないようにみえます。

・大多数の企業は先の特許法第 35 条改正にいち早く対応し、自社の職務発明規定を改正法に適合するよう改めました。相当の企業は手間を惜しまず従業者等と協議を行い、そして、適正な対価の支払いのために、実施状況把握や発明の評価等に多大な業務負担と補償金の支給をしているのが実態です。

・現在の裁判例は旧法下の事件ですが、対価の額の計算方法（根拠・額）について、裁判所は各企業の実情を十分に踏まえ判断しているようにはみえず、従って、その判断は企業の考え方と相当の乖離があります。その上、法改正によっても、立法者の説明によれば仮に協議を尽くして多数の従業者等の納得感を得て決定された対価額であっても、その額が裁判例と比較して低額であれば、この点から不合理と判断される虞があるとの事で、このような状況下では、職務発明に関する訴訟提起のリスクは残っていると考えられます。

・一方で、職務発明制度が真に発明創出及び事業化に貢献しているかについても疑問があります。相当の対価の存在は、特にチームで研究開発を行う発明創出過程において研究者間のコミュニケーションを阻害する虞があります。また、最近の調査研究報告によれば、日米の研究者共通に発明者が発明を行う動機として、金銭的報酬のような個人的な誘因は小さいとされており、このことは、相当の対価支払いが発明創出のインセンティブとして機能していない可能性が読み取れます。

・さらにまた、国際的な制度比較からも、我国の職務発明制度は、特に対価に関する法律上の定めは、極めて特異なものであると言わざるを得ません。そのような制度下で、我国の企業が過度のリスク負担をしている可能性があり、競争力強化の視点からも、負担を軽減すべく制度改正を目指す必要があります。また、かかる制度は海外企業の我国への投資（研究開発拠点設置）意欲に影響を及ぼしている可能性があります。職務発明制度の存在により、日本だけ、特別の手当が必要となるからです。

（要望）

知財立国を目指す我国の制度として、企業活動の視点で競争力強化に繋がり、また、発明者の視点からもイノベーションを促進する制度となることを一層重視して、制度の再改正に向けた検討を行うべきです。換言すれば、企業活動に及ぼす職務発明制度運用に係る負担軽減の視点、訴訟リスク低減の視点から、そして、発明者に対するインセンティブ付与の視点から職務発明制度の抜本的見直しの為の検討を望みます。具体的制度改正の方向性としては、発明のインセンティブ施策が企業の経営判断・裁量に任せられる制度とするため、職務発明の取り扱いについては企業の自治に委ねる制度、あるいは、職務発明については、原始的に法人帰属とする制度等の検討を要望します。

2) 日本企業の海外進出を協力を後押しする施策の実現

特許庁の基幹システムの再構築：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

・去る 1 月 23 日付で公表されました、「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」の「技術検証報告書」によりますと、「特許庁業務・システム最適化計画」の根幹である「運

営基盤システム」の開発プロジェクトが中断されることになりました。

本計画は、特許庁の業務効率化はもとより、日本企業の国際競争力の強化ならびに国際知財戦略の強化推進のため、必須のものとして開発されていたもので、産業界としては大きな期待を寄せておりました。

報告書に示されている種々の理由により、「特許庁業務・システム最適化計画」の根幹をなす運営基盤システム開発プロジェクトが中断されるということは、やむを得ないものと理解しますが、「特許庁業務・システム最適化計画」に盛り込まれた理念「知的創造サイクルの活性化のための、出願人、代理人の利便性向上、情報提供サービスの充実」、「世界最高レベルの迅速かつ的確な審査の実現」、「業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の効率化、業務効率の向上を追求する」達成の後退は、産業界の国際知財戦略において少なからず影響を受けます。

・特許等産業財産制度の実効性は、当事者としての権利保護推進と第三者としての他者権利尊重から成り立っており、他者権利化情報、自社審査経過情報は各企業の知的財産管理を効果的に行う上で必須の情報です。いまや高度な情報なくして高度な知的財産管理は成り立たない状況にあります。

・翻って特許庁で進められてきたペーパーレス施策は、世界に先駆けて手がけたデジタル化情報の蓄積、これに基づく審査促進、さらにはこれらミックス情報の活用というインフォメーションサイクルが効を奏し、日本企業の知的財産部門のデジタル化推進のみならず、世界のデジタル情報尊重という規範形成に結びつき、結果として、WIPO、EPO、USPTOも同様にデジタル化を進め、日米欧の3極における審査協力体制が整備され、パイオニア的評価を受けました。

一方このところ、日米欧3極に続く国々、さらに知的財産制度新興国の各機関においてもデジタル化された情報管理体制を整備しつつあり、特に韓中両国は集中的な投資により、先進的審査・公報・教育システムを整備し、国家知的資産力の増大と知的財産制度への国際的発言権の強化を国を挙げて推進しています。

国際間の競争により情報の蓄積・活用が高度化することは、その結果を享受する立場の知的財産制度のユーザーとしては、歓迎すべき現象といえますが、国際的バランスも必要であり、国際間の共生（ハーモ）も同時に推進して欲しいものと願っているところで、この点で、特許庁が取り組んできた「特許庁業務・システム最適化計画」は、国際間のハーモの先導役としての役割を期待していました。

今次の中断により、情報活用の分野におけるパイオニアとしての日本の評価に影響し、国際間のハーモにおける発言力の低下も懸念されます。

・また、新検索システムによって情報提供においても高度化が図れる計画でした。制度ユーザーとしては一刻も早くその恩恵に預かり、厳しい競争に生き残るために不可欠な自社の知的財産管理（創造・獲得・活用）の高度化を目論んでいたところであり、システム開発が遅れば遅れるだけ日本企業の競争力に影響を及ぼすことになりかねません。

たとえば、増大する中国並びに韓国の特許等産業財産（権）は、わが国の特許等の審査や日本企業の事前の先行技術調査においても無視できる存在ではなく、日本企業としてはリスク回避のために是非ともそれを取り入れた新検索システムの実現が必要です。

・さらに先の産業構造審議会特許制度小委員会で審議されたテーマの中には、その報告書において、必要性が認識されながら、特許庁業務・システム最適化計画の完成を待たざるを得ないとの理由で将来の課題として残されたものもあります。機械化の制約で本来制度改正すべきものが遅滞している状況は異常であり、この異常事態を長引かせることに憂慮します。

・このほか、商標分野、意匠分野における法改正への影響も懸念されます。

（要望）

特許庁システム開発は、企業の国際進出・国際知財戦略を後押しするに不可欠な施策であり、報告書に指摘された問題の解決を行った後、速やかに新規プロジェクトの開発に着手されることを望みます。

新規開発プロジェクトにおいても、グローバル時代の国際調和を見据え、将来の制度改正、サービス拡張などにも柔軟に対応できるよう、民間の意見も取り入れて、十分な検討を行って進められることを望みます。他国に対して周回おくれにならぬよう、遅れた分をショートカットした他国に対し手本となるような最新システムが望まれます。

ただ、コアシステムを念頭においた周辺システムのうちの部分的切り出しが可能であれば（たとえば新検索システムなど）、全体のシステムの完成を待たずに順次公開されることを望みます。

3) 経済活動と連携した知的財産戦略の重要性

TPP 交渉のあり方：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

TPP 交渉において知的財産権も一つの大きな事項であると思いますが、これは絶対守る、これは貸しを作る的な部分最適（それぞれの項目の取り合いで何勝何敗的）な交渉をすることは得策ではありません。これからの日本産業は、グローバルな競争・市場の中で生き残っていかせないので、知的財産権に関する交渉が俎上に上った場合、知的財産（権）と内外市場との関係全体を俯瞰したポリシーをもって交渉に当たることが求められます。さらに、この機会は、日本の良い制度（知的財産制度のみならずこれを取り巻く周辺の制度を含め）が他国にも受け入れられるよう求めるよい機会と思われるので、かかる交渉姿勢も期待されます。

（要望）

TPP 交渉において、著作権関係が俎上に上るであろうとの情報があります。ここでは、事前に米国コンテンツ産業がどのようなインフラの元で成功しているのかを分析し、日本もこれに勝るコンテンツ産業の隆盛を図るために導入すべき制度はなにかという視点、すなわち俯瞰したポリシーを確立して交渉に臨まれることを望みます。

また、著作権以外で TPP などに取り上げられそうな事案や日本から提案すべき事案などについて官民での議論を深める場を設定いただくことを望みます。

4) 中国の技術移転・ライセンスに関する規制のグローバルスタンダード化

外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和: 戦略2 知財イノベーション競争戦略

技術輸出入管理条例第24条第3款によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、中国ライセンサーがライセンス技術を使用した結果、第三者の特許権などを侵害した場合に、例外なく外国ライセンサーが責任（いわゆる特許保証責任）を負うと規定しています。

しかしながら、外国ライセンサーが第三者権利を漏れなく調査してライセンス技術が第三者権利を侵害しないことを事前に確認するのは事実上不可能であり、その責任をすべて外国ライセンサーに負わせることは酷であり、外国企業と中国企業との技術ライセンス契約をスムーズに締結する際の障害のひとつとなっています。

尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約について、技術輸出入管理条例では特許保証責任を規定しておらず、特許保証責任を当事者間で約定可能とする合同法第353条が適用されています。技術輸出入管理条例第24条第3款は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で特許保証責任に関して公平とは言いがものです。

(要望)

上記公平の観点から、技術輸出入管理条例第24条第3款を削除するか、若しくは、条例第24条第3款の削除が困難な場合は、合同法第353条のように特許保証責任を当事者間で約定可能とするよう条例第24条第3款を改正するよう中国政府へ働きかけていただくことを希望します。

外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和: 戦略2 知財イノベーション競争戦略

技術輸出入管理条例第27条によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、ライセンス技術の改良技術は例外なく改良当事者に帰属すると規定されています。従って中国ライセンサーによる改良技術は、ライセンス技術の寄与度を問わず中国ライセンサーの単独帰属となります。

しかしながら、改良技術はライセンス技術があってはじめて創造されるものであって、ライセンス技術の寄与度を無視してライセンサーによる改良技術を一律にライセンサーの帰属とすることは、外国企業と中国企業との技術ライセンス契約をスムーズに締結する際の障害のひとつとなっています。

尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約について、技術輸出入管理条例では改良技術の帰属を規定しておらず、改良技術の帰属を当事者間で約定可能とする合同法第3

5 4 条が適用されています。技術輸出入管理条例第 2 7 条は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で改良技術の帰属に関して公平とは言いがたいものです。

(要望)

これも公平の観点から、技術輸出入管理条例第 2 7 条を削除するか、若しくは、条例第 2 7 条の削除が困難な場合は、合同法第 3 5 4 条のように改良技術の帰属を当事者間で約定可能とするよう条例第 2 7 条を改正するよう中国政府へ働きかけていただくことを希望します。

5) 世界中で信頼できる裁判制度の実現

裁判制度の近代化をリード：その他

・企業は、事業を守るためにグローバルな環境で知的財産(権)を行使し、あるいは第三者からの攻撃に対して防衛戦を行わなければなりません。知的財産(権)を取り巻く制度、権利の取得、維持、管理に関しては T R I P s によりミニマムスタンダードが整ってきている中、知的財産(権)の Enforcement を司る肝心の各国の裁判所のあり方については、グローバルな視点での焦点が当たっていません。

・昨年米国 C A F C 判事と日本の知財高裁判事が一堂に会した日米知財裁判カンファレンスが日本で開催されたことは記憶にあたらしく、裁判官同士の大型交流幕開けを予感させるものでした。米国 C A F C は 2012 年 5 月には、中国において同様のカンファレンスを企画しており、こと裁判官交流において先行して動いています。

(要望) 司法制度の改革全般を唱えても民事・刑事と幅が広く難しいと思われませんが、知的財産(権)に焦点を当てた専属管轄や知的財産裁判所の実現を目指す動きを日本も始めるべきです。

このように裁判官の交流を活発化する企画を立案すると共に、発展途上国・一部新興国における現行の裁判制度での問題、すなわち、裁判の三審制、訴訟手続きの明確性、判断の予見可能性向上などについても裁判制度の近代化という視点でリードしていただくことを要望します。

5) 知的財産推進計画 2011 関連

標準化戦略の有用性の確認と実践：戦略 1 国際標準化のステージアップ戦略

・企業の研究成果が技術標準として採用されると研究成果の有効利用という点並びに消費者が複数の互換性のない類似技術応用製品の存在で迷うことなく選択ができる点で、標準化は有用と思われます。が一方、さしたる技術力がなくても市場に参入できる環境を作り出し、価格競争だけが残る市場を生み出すおそれもあります。

(要望)

知的財産推進計画 2011 で定めた方向は志向すべきものと考えますが、技術力・もの作りという日本企業の特徴が活かされ、かつ日本企業が生き残れる領域をのこした標準化を目

指すよう要望いたします。

2. ビジネスモデルの掘り下げを実現するための施策

1) 著作権の視点

産業界の活動を萎縮させない著作権制度の実現：戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

・近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展等により、コンテンツその他の著作物の利用態様はますます多様化しています。技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応し、ビジネスモデルの掘り下げを実現していく中では、とりわけ支障をきたすものとして、著作権の複雑さが取り上げられます。

すなわち、権利制限規定の存在からくる著作権の射程の不明確さであり、著作権体系が異なる米国企業などと比較すると、日本企業はかなり萎縮した活動を強いられています。現行の限定列挙型の規定のみの対応では、産業の勢いを盛り立てるには一定の限界があります。まずは現行著作権制度の中で、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みが必要です。

・この点について、文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入の方向性が示されたことは、企業実務上の懸案に対する大きな前進であると考えますが、動きは停滞しており、他国企業との活動量の差が縮まらないことが懸念されます。

(要望) コンテンツ産業の活性化タイミングの観点においては、直近の通常国会に著作権法の改正案が提出され、早期立法化することを要望します。

なお、立法化に際しては、過度に限定的な規定とならないよう、ある程度の柔軟性を持たせた(特にC類型については包括的な受け皿規定として機能しうるよう)制度設計をお願いいたします。

また、AからC類型以外にも、企業内で行われる少数数の複製など、権利制限の一般規定の対象とすべき利用行為が、実務上少なからず存在しています。したがって、権利の保護と利用のバランスを図り、知財の創造サイクルを活性化させるという観点から、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入に向けて、来年度以降の文化審議会の場においても引き続き検討を行っていただくことを希望します。

さらには、平成21年1月の著作権分科会報告書において権利制限を行うことが妥当であると述べられております事項についても、早期対応(プログラムのリバースエンジニアリング関係については早期立法化、薬事関係等については早期法的手当てに向けた検討)を進めていただくことをお願いいたします。

クラウドコンピュータサービスシステムと著作権の関係の明確化：戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

今後クラウド・サービスがコンテンツ流通・利用の重要な位置づけになってくると思わ

れますが、その一方で、サービス提供に起因する著作権問題（どのような場合に侵害となるか、従前の著作権の枠内で処理しうるものであるか）が不明確です。本問題において、著作権適用基準が不明確であることによるビジネス上の委縮効果を生じないよう研究に努め、周知化していく必要があります。

（要望）

権利者の利益に配慮しつつも、クラウド等のサービス提供に際しての委縮効果をなくし、コンテンツの流通・利用の促進を図るという観点から、著作権の間接侵害の立法化を含め、サービス提供事業者が著作権侵害とならない範囲の明確化の検討を進めていただくことを望みます。

著作権ライセンシーの保護(当然対抗制度の導入)について：戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

今日の技術の高度化・複雑化に伴い、グローバルレベルでの水平分業化を背景とした事業の分離・統合による再編が頻繁に生じており、また著作権を担保とした資金調達の動きも活発となっている状況があります。これに伴い、著作権の譲渡およびそのライセンス等の取引機会も著しく増加し、この結果、著作権の財産的価値が更に高まる状況が窺われます。

このことは、特許等が金融商品化してきている現象と似ており、著作権自体が取引対象として扱われ、取引に積極的に関わる企業も増加するものと思われます。また、著作権保持者の倒産時における問題にも対応する必要があります。

特許法の分野においては、現行の登録制度が機密開示の恐れ等の観点から一定の限界を有することに鑑み、登録を行うことなくライセンスを第三者に対抗することができる、いわゆる当然対抗制度が昨年の法改正により導入されることとなりました。一方、現行の著作権法制では、著作権のライセンス許諾のケースにおいて既存のライセンシーが著作権の譲受人に当然には対抗することができない状態に置かれており、ライセンシー保護が著しく不十分で、著作権の活用促進にも影響を及ぼします。

（要望）

かかる著作権取引時のリスクから、ライセンシーを柔軟に保護し得る新たな制度枠組みとして、特許と同じく著作権においても契約により対抗できる制度の導入を検討いただくよう望みます。

2) 人材育成の視点

知財人材育成プランの詳細設計について：戦略2 知財イノベーション競争戦略

知財人材育成プラン案が、知的財産による競争力強化・国際標準専門調査会より提案されています。先に述べたインベンション・ファーストと異なるアプローチ“トータルプロデュース・ファースト”を活かすには、それなりの人材が必要でありその育成のあり方が求められるとの提案と理解しました。そのためには、事業戦略的な知財マネジメント人材を

要請するための場の形成（たとえばビジネス戦略知財アカデミー（仮称））であり、知財マネジメント戦略研究拠点の整備（たとえば知財マネジメント戦略研究所（仮称））の必要性が謳われています。ただ、ここには、俯瞰的思想しか開示されておらず、詳細設計が不明です。

（要望）

当該プランには詳細設計がなく、これから関係省庁が詳細を行うステップに移行するのか、同専門調査会で関係省庁を交え詳細設計を行うステップを継続するのか定かではなく、当協会は、後者のステップを要望します。なぜなら、関係省庁に詳細設計がおりるとなると、同調査会が俯瞰的思想で一致したとしても、詳細設計の段階では同床異夢の状態が露呈し、ある省庁はMOT的アプローチを推奨し、ある省庁はMIP的アプローチを推奨し、あるいはある省庁はMBAアプローチを推奨するなど自分達の経験の枠で考えるにとどまるおそれがあり、また、いいアイデアも複数官庁に跨ることで実現困難に陥るおそれが予想され、更には、同専門調査会において産業界の立場で意見を述べた委員の構想が捨象されるおそれがあるからです。広く世界に知恵を求めたとき、このような人財育成に成功している事例は見つかるのではないのでしょうか。ただ、他国で成功していても日本に導入すると成功しない例があることも確かであり、それが何故なのかを分析し、中途半端に終わるのだけは避けられますことを併せ要望します。

3. 知的財産（権）の根幹に関わる問題に寄与する施策

環境問題対応と知的財産活用の側面：**その他**

・気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change：以下「UNFCCC」)関連交渉では、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みについて途上国（UNFCCC 非付属書I締結国）による温暖化ガスの排出削減の義務化も念頭に置いた新たな数値目標の設定や、その為の資金的・技術的支援の方法等に加え、環境分野の技術移転の進め方についても注目される議論点となっています。

・その議論において、途上国からは、環境問題への取り組みに参加するにあたり、現在の知的財産権制度が先進国から途上国への環境技術の普及にとって大きな障害となっているとの主張も一部にはあります。途上国に環境問題に対するプレーヤーとしての参加を期待するのであれば、本問題をお決まりの南北問題と捉え反論するのみではなく、実効性の高い具体的なソリューションを提示することが建設的な対応といえますが、技術移転策については、従来から技術移転や特許(権)流通のスキーム・データベースは存在するが、下記のような理由から、環境技術を発展途上国に移転する為には既存のスキームでは充分とはいえませんでした。

-環境技術を用いた製品やサービスの提供による技術移転では、知財が環境技術の普及に障害になっているという途上国の主張への解決策にはなっていない。

-特許(権)流通だけであると、それを用いて事業化するためのノウハウ等の関連技術や技

術支援が伴っていないことから、実際に特許を実施することが困難な場合も多い。

-技術・製品の普及を促進するためのデータベースや組織は、個々の目的や国単位で設けられている場合が多く、求める環境技術を効率的に探すことが難しい。

・当協会が、ソリューションとして、環境技術と関連する特許とをパッケージで移転するスキーム（Green Technology Package Program）を世に問い、このスキームの具現化を目指して、WIPO と推進中でした共同プロジェクトは、いまや“WIPO GREEN”として試行さ、特許とのパッケージ移転に賛同した参加者がデータベースに登録し始めています。1月16日現在でのWIPO GREENへの登録は、グローバルで11件（日本8件 帝人、Honda、日立製作所、早稲田大学(3件)、富士通(2件)、海外 ジネーブ大学、Universiti Teknologi Malaysia、Innovation and Commercialisation Centre(マレーシア、2件)）となっています。

次のURLご参照ください。

<https://www3.wipo.int/green/green-technology/techOverview>

（要望）

環境技術の技術移転の促進のためには、実際に技術を保有する企業等を巻き込むことが必要であり、経営者への働きかけを経団連と共同し“WIPO GREEN”の周知・普及を行っているところです。このデータベースへの登録は、企業の自主性に委ねられるべきものですが、“WIPO GREEN”の周知には日本政府に閣与いただくことも不可欠であり、ご理解と支援を望みます。

4. 過去に要望した事項の再提案

JIPA から知的財産戦略推進計画 2011 年に対する意見として述べました諸点で、実現化されていない事項を、再度意見として申し述べます。なお、趣旨は省略し、要望事項のみを記載しております。昨年提出した内容と異なる点（追加）については、下線で示しております。

・日本発信、世界を意識した施策として取り組むべき事項

広域知財制度実現に向けた努力：**その他**

（要望）

・欧州では、長年の夢であったEU統一特許・統一訴訟制度が動き始めた。各国の思惑で到底むりな構想と思われたものが、経済環境のなせる技であろうか、一步踏み出す合意形成ができた。

ACTAの事例に見られるよう唱えなければ結実はなく、したがってASEANの枠、APECの枠、あるいは新しいスキームで広域知的財産制度の推進を目指していただきたい。

・外国市場における事業リスクの軽減

1. グローバルスタンダードの視点で諸外国・地域の制度の是正

競争力阻害要因排除：**戦略2 知財イノベーション競争戦略**

（要望）

新興国・発展途上国からは、グローバルスタンダードに適合するかどうかの判断が難しい案件が施策として打ち出される。合理的判断を行うためには、このような施策が出る背景分析が必要である。その際に、欧米各国との十分な連携が図られ、それぞれタイムリーに該当国・地域へ意見を提出し、当該国における意見の採否、影響などを関係国と共同してフォローする仕組み作りが求められる。

また、インドの強制実施の基準、実用新案制度の導入などの推移状況観察を含め、政府として中国に限らずインド等これから経済的に重要視される国々に対するアンテナを高くし、タイムリーに情報を入手・分析しうる仕組み（JETRO北京センター知的財産部のごとく、現地への人の配置を含め）に基づき、官民一体で迅速に問題の是正を当該国に働きかけできるような仕組みの構築を望みたい。

さらに、現地状況の調査等の重要性とは別の視点で見たとき、各国政府との外交戦略的交渉における現地大使館の役割が大きいと思われる中、この役目を担うべき特許庁の北京における担当官が JETRO にしか籍がない状況は至当ではない。米国、EPO の活動を参考に各大使館における知的財産担当官の見直しを図るべきと考える。

強制標準化の問題・強制実施権の適正運用・公共の福祉適用の基準に関する研究：戦略

2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

中国の強制標準の動きは一段落したように見えるが、果たして一段落しているのかの確認をお願いしたい。

また、これらの事象が頻発した場合、旧来の知的財産制度の射程が不明確になるおそれがある。したがって、これらがどのような環境の変化の下で発生しているのかを分析し、それぞれの施策、すなわち知的財産（権）に対する規制が、知的財産制度の適正範囲に納まっているものか、あるいは適正範囲とは何を基準に判断すべきものかを研究することを望みたい。

グローバル化からくる対応負担（出願国数の増加）を克服する施策の実行・継続～低コストで質の良い権利を多数の国に確保できる施策の実施～：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

世界各国で特許を取得するコストは高く、企業は必要と思いつつもコストパフォーマンスの観点からミニマムの対応しかできていないのが現状である。

したがって、特許審査ハイウェイ（PPH）に代表される、安いコストで質のいい特許を世界各国・地域で取得する仕組み作りは歓迎されるべきところであり、強力で推し進めて（対象国の更なる拡大）いただきたい。

なお、PPHに関しては、ユーザーの視点で運用面での利便性向上を要望しているが、日米欧三極の間においてさえも実現していない。関係特許庁との間で調整を進め、早期に運用改善を図っていただきたい。その上で、IP5 極での統一運用を目指していただきたい。

当協会は、欧州のBusiness Europe、米国のAIPLA、IPOと民間三極ユーザー会議を開催し、統一出願フォーマット（Common Application Format）、統一引例フォーマット（Common Citation Document）の採用を三極特許庁へ働きかけ、さらには質の向上についても提案しているところであるが、日本特許庁主導で他極の特許庁さらには他のPPH賛同特許庁への拡大調整を図り、グローバルスタンダードの早期実現を目指していただきたい。また、世界標準の特許分類に関して、特許庁がIP5 極で検討を進めているCHC(Common Hybrid Classification) についても、実現の方向でしっかりと取組んでいただきたい。

米国や欧州など先進国での制度・規則改正への働きかけ：戦略2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

今次米国の特許法改正が行われたが、これらの実施細則について Watch し、制度ユーザーとしては時宜意見を提出していく必要があるので、政府筋の情報網も活用できるような情報交換を密にしていきたい。

欧州の EU 域内特許・訴訟統一制度については EPO が全面的に協力するとのメッセージを発信している。翻訳の問題もどのように解決されるか未定な事項や、EU 特許裁判所創設構想は抜本的に見直しなどの動きを見守る必要があり、時宜に見合った対応を執って頂きたい。

2．外国市場における Enforcement の強化

模倣品・海賊版排除対策の実効性を高める努力：戦略2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

・本条約の早期発効と、今後、より実効性を高めるべく新興国・途上国への働きかけを強め、とりわけ中国の取り込みを図り、加盟国を拡大する努力が望まれる。

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の継続推進：戦略2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

・IIPPF活動は広州ミッションが組まれたように拡大・活発化している。政府としてもIIPPF支援体制の維持・強化（IIPPF支援対応人材の配置、IIPPF活動施策との連携、並びに予算措置）を講じることが望まれる。

外国の判例の研究並びに裁判制度の透明性確保：その他

（要望）

諸外国での裁判を闘うには、裁判の予見可能性を高めるために基礎となる関連判例の研究が不可欠であり、判例研究のための仕組み（含む現地語の翻訳の推進）を検討願いたい。

日本企業が巻き込まれた事件においては、被告企業のヒアリングを通じ、進歩性判断基準が低いために特許無効となしえなかった事情はないか、単なる訴訟の遂行の仕方が悪か

ったのか、分かりにくい訴訟制度が一因ではなかったのか等を分析し、進歩性判断基準や訴訟制度上の問題があったとすれば、その是正を求めていただきたい。

・国内における諸問題への対応

1. 競争力阻害要因の除去

標準化への関心を産業競争力に変える工夫：**戦略1 国際標準化のステージアップ戦略**
(要望)

デジュール標準、フォーラム標準等に主導権をもって規格に知財を埋め込むことの大事さは一般に認識されてきた。標準化活動支援において、個別案件毎に支援することを原則とするとした場合は、どこへ相談すれば、どのような支援が得られるのかの情報を開示願いたい。

標準化人材育成のプログラムの開示も求めたい。

標準化に伴う hold up 対策、たとえば公共性の高い規格に関して規格必須特許を保持する者もしくはその特許の継承者が規格実施者に対し規格策定後に差止め請求権を武器に法外な特許実施料の請求をする場合の対策の検討をお願いしたい。

特許制度の健全化のための研究：**その他**

(要望)

本題は、強制実施権や公共の福祉と知的財産(権)問題に通じる「特許法の理念」に関わるものであるが、経済の仕組みの変化に伴い従来からの特許制度が変わってきているのか、それとも現行特許制度設計が限界にきているのか、掘り下げた議論が求められる。

また、特許制度小委員会報告では、いわゆる「パテントトロール」や国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態、諸外国における議論、国際交渉や我が国における判例などの動向を踏まえつつ、差止請求権の在り方について多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされた。この点を踏まえ、多面的な検討を加速化しつつ行った上で、引き続き、我が国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか、検討することが適当である。』を担保する仕組み(ワーキンググループの形等)を維持願いたい。すなわち、どのような状況において差止請求権が制限されるべきか、およびその場合にいかなる補償の特許権利者に与えるべきか等、具体的に議論を深めることが必要である。

日本版バイドール法関連の契約書・報告の統一化および内容見直し：**戦略2 知財イノベーション競争戦略**

(要望)

・日本では日本版バイドール法運用上の企業負担があまりにも重い。日本においても早期に政府プロジェクト関連の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高めていただきたい。

公共事業入札と営業秘密保護の実態把握のための調査：**戦略2 知財イノベーション競争戦略**

(要望)

・公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が、平成 17 年 8 月 26 日閣議決定において示され、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」と謳われている。

閣議決定の基本方針には、これの周知徹底のために、一般地方公共団体並びに特別地方公共団体に対する指導及び支援もその大きな項目の一つに掲げられている。したがって、今一度、基本方針「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」の周知の度合いに付き、TPPで要求される項目となる可能性もあり、実態調査を願いたい。

2 . 国内競争力アップのためのサポート強化

中規模企業に対するきめ細かい対応：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

(要望)

・施策では中小企業に対する施策が目白押しであるが、大企業の範疇に入らず、また、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）に対する取り組みがおろそかになっている感がある。

したがって、中小企業の定義の見直しもしくは、中規模企業に対するきめ細かい支援を願いたい。

大学の育成と真の産学連携に向けての努力：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

(要望)

上記のように、大学において特許取得が本当は不要であったのかもしれない事例がある。研究投資を回収することは大事であるが、特許出願をただでそれが可能と認識されていれば問題の根は深い。大学にとって特許の意義、戦略を再検証し、真に有用な発明に焦点を当てて出願するよう指導願いたい。

コンソーシアムのイノベーション促進と効果的知的財産（権）の獲得を目指した動きが始まっていることは評価できるが、手本はベルギーの IMEC にあって、IMEC のような大型産官コンソーシアムや画期的な発明の実用化を支援するベンチャー育成策のしかけとに結びついているのかを検証し、引き続きそれらを効果的に推進するための知財施策の整備を実施していただきたい。

共同研究コンソーシアムや発明の実用化を支援する仕組み：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

・特許庁から「イノベーション促進に向けた新知財政策」において、国の資金が投入され、複数の大学・研究機関が連携して取り組んでいる「研究開発コンソーシアム」を対象として、知的財産戦略の専門家を派遣することにより、当該コンソーシアムにおける特許出願戦略、特許活用戦略等の知財戦略の策定を支援し、更なるイノベーションの促進を図ることを目的とした知財プロデューサ派遣事業が提言され、独立行政法人工業所有権情報・研修館が平成20年度より、知財プロデューサのコンソーシアム派遣が試行的に開始しているようである。

(要望) かように、

・特許庁の政策官庁としての機能強化

特許特別会計の射程についての官民協議体制：**その他**

(要望)

本制度のユーザーは、ユーザーが納める出願、審査請求、審判請求等の手数料並びに年金によって構成される特許特別会計には、特許行政に関わる直接的効果だけでなく間接的効果も期待している。

たとえば、模倣品・海賊版対策、事業リスク軽減のための不当な制度の是正、PPH等海外に向けた取り組みなどは、国内外の知財政策をリードする政策官庁としての強化が望まれる。

今回の仕分けにおける特別会計制度の射程に関しての評価は、官民の合意が成立してなかった点が問題視された感がある。今後官民で常に特許特別会計の射程を議論し、合意を形成することを望みたい。

小中学生に対する知的財産教育が、文部科学省の教育課程への統合という結果になったが、小中学生に対する知的財産教育は、必要な教育である。したがって、多面的教育プログラムを抱える文部科学省がきちんとした予算をつけて知的財産教育を実施しているのか検証した上で、今後どのような形で教育を実施するのがよいか、検討願いたい。

長期的施策を支える体制整備：特許庁長官の任期の適正化：**その他**

(要望)

・グローバル市場を見据えた時、日米欧の三極の連携は重要である。また、中国、韓国を入れた五極体制が IP5 という形でスタートしている。三極における施策をリードする意味で、また、五極でのプレゼンスを保つためにも、特許庁長官のポジショニングは大事である。さらに、国内の知財行政についても、特許庁長官の任期が現状のような原則1年という仕組みの中では、短期的に刈り取ることができる成果しかターゲットにし得ず、強力なリーダーシップで中期戦略を遂行する責任感は醸成でき難い。

今次の特許庁長官の任期は複数年となって、望ましい方向に向かっているのので、中長期計画立案と在任期間の長期化による成果刈り取り策を維持願いたい。